

平成16年第2回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成16年3月29日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を変更する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 本巢市国民健康保険税条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の議定について
- 日程第14 議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定について
- 日程第15 議案第16号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計予算の議定について
- 日程第16 議案第17号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計予算の議定について
- 日程第17 議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定について
- 日程第18 議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定について
- 日程第19 議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算の議定について
- 日程第20 議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の議定について
- 日程第21 議案第23号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計暫定予算の議定について
- 日程第22 議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定について
- 日程第23 議案第25号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計暫定予算の議定について
- 日程第24 議案第26号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計暫定予算の議定について
- 日程第25 議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 追加日程第2 議案第29号 本巢市助役の選任について
- 追加日程第3 議案第30号 本巢市収入役の選任について

- 追加日程第4 議案第31号 本巢市監査委員の選任について
- 追加日程第5 議案第32号 本巢市教育委員の選任について
- 追加日程第6 議案第33号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議案第34号 本巢市固定資産評価審査員の選任について
- 追加日程第8 本巢市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 追加日程第9 議案第35号 工事請負契約締結について（本巢市立弾正小学校校舎増築工事）
- 追加日程第10 議案第36号 工事請負契約締結について（本巢市立一色小学校校舎増築工事）
- 日程第11 議案第1号 本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第2号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第4号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を変更する条例の制定について
- 日程第15 議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定について
- 日程第17 議案第7号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第8号 本巢市国民健康保険税条例の制定について
- 日程第19 議案第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定について
- 日程第20 議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第21 議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定について
- 日程第22 議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の議定について
- 日程第23 議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定について
- 日程第24 議案第16号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計予算の議定について
- 日程第25 議案第17号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計予算の議定について
- 日程第26 議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定について
- 日程第27 議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定について
- 日程第28 議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算の議定について
- 日程第29 議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の議定について
- 日程第30 議案第23号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計暫定予算の議定について
- 日程第31 議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定について
- 日程第32 議案第25号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計暫定予算の議定について
- 日程第33 議案第26号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計暫定予算の議定について
- 日程第34 議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定について
- 追加日程第35 発議第15号 名鉄揖斐線・市内線の存続について

出席議員（49名）

| | | | |
|-----|----------|-----|-------|
| 1番 | 安藤重夫 | 2番 | 翠幸雄 |
| 3番 | 安藤次郎 | 5番 | 国井博 |
| 6番 | 道下和茂 | 7番 | 吉田建夫 |
| 8番 | 日浦興和 | 9番 | 浅野英彦 |
| 10番 | 杉山一郎 | 11番 | 長谷川勝彦 |
| 12番 | 中村重光 | 13番 | 藤沢敏夫 |
| 14番 | 村瀬明義 | 15番 | 高木俊一 |
| 16番 | 若原敏郎 | 17番 | 瀬川治男 |
| 18番 | 堀守 | 19番 | 吉村優 |
| 20番 | 宮脇孝男 | 21番 | 小澤菊治郎 |
| 22番 | 川口金二郎 | 23番 | 後藤寿太郎 |
| 24番 | 小川幸雄 | 25番 | 園部隆雄 |
| 26番 | 山田澄男 | 27番 | 上谷政明 |
| 28番 | 大熊和久子 | 29番 | 竹中光夫 |
| 30番 | 大西徳三郎 | 31番 | 戸部弘 |
| 32番 | 林和治 | 33番 | 春日井万里 |
| 34番 | 宮川久夫 | 35番 | 高橋秀和 |
| 5 | 36番 高橋一 | 37番 | 出村宏行 |
| | 38番 高橋義和 | 39番 | 高田弥 |
| | 40番 遠山利美 | 41番 | 杉山潔 |
| | 43番 村瀬治 | 44番 | 稲葉信春 |
| | 45番 瀬古孝雄 | 46番 | 鵜飼静雄 |
| | 47番 川村高司 | 48番 | 三島智恵子 |
| | 49番 臼井茂臣 | 50番 | 中野治郎 |
| | 51番 白木健 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------------------|------|--------------|------|
| 市長 職務執行者 | 矢野勝 | 参与 | 新谷哲也 |
| 参与兼合併 プロジェクト外室長 | 守屋太郎 | 収入役 職務代理者 | 高田善和 |

総務部長 溝口義弘
市民環境部長 土川隆
産業建設部長 服部次男
教育長
職務代理者 堀部秀夫

企画部長 高橋武夫
健康福祉部長 中村節
上下水道部長 林賢一
根尾
総合支庁長 島田克広

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 富田義隆
議会書記 杉山昭彦

議会書記 今村光男

開議の宣告

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は49人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により議席番号20番 宮脇孝男君と21番 小澤菊治郎君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま市長から、議案第29号 本巣市助役の選任について、議案第30号 本巣市収入役の選任について、議案第31号 本巣市監査委員の選任について、議案第32号 本巣市教育委員の任命について、議案第33号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第34号 本巣市固定資産評価員の選任について、議案第35号 工事請負契約締結について（本巣市市立弾正小学校校舎の増築工事）、議案第36号 工事請負契約締結について（本巣市立一色小学校校舎改築工事）が提出されました。これを日程に追加し、また本巣市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてと、発議第15号 名鉄揖斐線・市内線の存続についてを日程に追加し、追加日程第2、議案第29号 本巣市助役の選任について、追加日程第3、議案第30号 本巣市収入役の選任について、追加日程第4、議案第31号 本巣市監査委員の選任について、追加日程第5、議案第32号 本巣市教育委員の任命について、追加日程第6、議案第33号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任について、追加日程第7、議案第34号 本巣市固定資産評価委員の選任について、追加日程第8、本巣市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、追加日程第9、議案第35号 工事請負契約締結について、追加日程第10号、議案第36号 工事請負契約締結について、追加日程第35、発議第15号 名鉄揖斐線・市内線の存続についてを議題とし、日程の順序を変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第36号までと、本巣市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、発議第15号を日程に追加し、追加日程第2から追加日程第10と、追加日程35として議題にすることに決定をいたしました。

ただいまから追加議事日程表と追加議案書をお配りいたします。

〔資料配付〕

追加日程第2 議案第29号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

追加日程第2、議案第29号 本巣市助役の選任についてを議題といたします。市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

追加提案につきましてお認めをいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議案第29号の本巣市助役の選任についてを御説明申し上げます。

現在、助役が欠員となっております。したがって、本巣市曾井中島 902番地2の高木巧氏、昭和18年7月17日生まれの60歳でございますが、この方を助役に選任いたしたく、地方自治地方第162条の規定により、議会の御同意を求める次第でございます。

高木巧氏は、岐阜北高校普通科を昭和37年に卒業されまして、岐阜大学工業短期大学の工業化学科を昭和41年卒業ということになっております。昭和36年11月に岐阜県職員として採用されまして、以後、民生関係、議会関係、土木関係、さらには揖斐県事務所に派遣されて、藤橋村へ参事兼企画課長として2年間就任と。その後、管財、あるいは広報、さらに東京事務所の産業振興課長兼工業振興課企業誘致対策監をなされ、さらに本庁に帰られましてからは公共建築課長、あるいは商工部の経営指導課長等々を歴任されて、知事公室の参事として財団法人岐阜県広報センターに派遣されまして、常務理事事務局長として2年間お勤めになっているわけでございます。

この方は外部登用ということになるわけでございますが、本市は合併間もない時期でございます。寄り合い状態という形になって職員構成もしているわけでございますが、一生懸命、職員は各町村からの資料の取りまとめ、さらに新市発足に向けまして、大変な努力をさせていただいております。そうした中で、職員からの雇用を基本しなきゃいかんと、こういうふうに思っていました。種々考えてみますと、職員からの雇用ということにつきましては、かなり難しい条件があります。各町村で主体的にやっていただいた方が、現在、各部長に就任されているということでございますし、そういう方が同格、同年齢というような形になっていまして、その中から登用するということになりますと、職員同士の不協和音が生じる可能性もあるということでございます。

そうしたことで、この際、合併間もない状況の中で市政を円滑に進めていくということにつきまして、第三者であって、しかもその人物が偏らない考え方を持った人物で、しかも各般の行政を経験しているということ。特に私どもは地方分権、あるいは三位一体改革という非常に厳しい国の締めつけもあるわけですが、要は自主財源をいかにして確保していくかということを考えていかなきゃいかんわけですし、それには景気もちょっとよくなりましたが、企業誘致等を図りながら就労の場を確保し、それが税収に結びついていくということをも十分考えていかなきゃいかんということで、そういったことにも能力がある方、さらに厳しい財政運営に経験の深い方ということでお願いをしている次第でございます。よろしく御理解くださいまして、御同意を賜りますよう切にお願いをいたしまして、説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

ちょっとお伺いしますが、3月29日提出という形になっております。こういう人事案件の選任の場合に、選任の同意を受けていつから就任かということが非常に微妙になってまいります。今回のこの条例案の助役、収入役、教育委員についての、特に全員ではございませんが、考え方として、29日提出されて、その時点で同意を得られた段階、通常であれば、その場で三役就任という形になります。その点についてどのようにお考えで提出されているのか、お伺いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

はい、市長。

市長（内藤正行君）

御指摘の点、十分留意して進めております。きょうは御同意をいただきたいわけですが、御指摘のような件があります。まだ在任中ということで、ここで就任していただきますと中途退職ということで、いろんな面で不利が本人に生ずることがありまして、そういった点、いろいろ上部機関とも協議いたしましたところ、今回は4月1日就任にということでお願いしたいと思っております。この場合、3日間の分、これにつきましては不問に付していただくという形で、ただし、ここでは就任のあいさつを本会議場ではしていただかないという形をお願いをいたしたいと思う次第でございます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、高橋君。

35番（高橋 君）

それでは、きちっとしていただきたいと思うのですが、きょう同意をされていていただく中で、4月1日から就任なら就任という形で文面に書いてございませぬので、次からの提案説明の中で、何日からこの方にはお願いしたいということもきちっとみずからのお口で言われて提案されていくように考えますが、いかがですか。

議長（村瀬 治君）

はい、市長答弁。

市長（内藤正行君）

まさにそのとおりでございますので、次の収入役の案件からは、そのように表現させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

ほかにございませぬか。

〔挙手する者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

高木さんの人物についてどうこう言うつもりはありませんけれども、今、全国的に天下りというのが国民から大変大きな批判を受けております。やはり町の職員、あるいは天下りではない一般の方を登用すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（村瀬 治君）

はい、市長答弁。

市長（内藤正行君）

ただいまの三島議員の御質問でございますが、先ほども趣旨のところでお話ししましたとおり、基本は職員から登用するのが好ましいこととあります。しかしながら、現在のところ、こうした形で集まって職員構成をしているという中で、先ほど申しましたように同格、同年齢というようなこともありますし、各町村のトップがそれぞれの部長の職についているということございまして、こうした段階で助役、収入役をそこから抜擢するということになると、かえって職員の不協和音も生じかねないということを考えましたので、当面、外部導入をさせていただきたいと思いません。市が年数を経てきますと一定の醸成がされまして、職員も育ってまいりますし、職員間のそれぞれの立場の状況もわかってくると思いますので、そうした段階で内部登用を中心に行っていくべきと、このように思っている次第でございますので、よろしく願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、川村君。

47番（川村高司君）

お尋ねをいたします。先ほど全協で発言をいたしましたので省きまして、一つ目は今の市長の説明の中でお尋ねをしたいのは、議会が一番よく知っている人間というのは、やはりこの当町、あるいは当市の職員だろうということであれば、今回の、特に主要な3人のうち2人は天下りということで、先ほど三島議員が言われたような形であるわけですが、言ってみれば、議会に対して白紙委任を求めるような提案をするわけです。このことについてはどうお考えかというのが一つ。

それから先ほど市長の発言の中で、不協和音が生じるというふうに言われましたが、そうすれば、今まで四つの町村に4人の首長がおられました。そうすると市長さん自身がなられたこと自体が不協和音の塊ではないかと。そのことについて2点お尋ねいたします。

議長（村瀬 治君）

はい、市長答弁。

市長（内藤正行君）

川村議員の御質問に対してでございますが、職員のそれぞれの立場というものは確かにあるわけですが、県から来ていただいて議員さんになじめないというのは、一部の議員さんしか御承

知らないという点は確かにあるかと思いますが。しかしながら、これはどこでも行っておられる人事でありまして、例えば岐阜市でも県から助役が先日就任されましたし、県でも国からいらっしゃるというようなことで、それぞれ当初は当然新しい認識をしない方が多いわけですが、数ヶ月のうちによく御承知いただくと。そういう私の本当に支えていただけの方を選任しておるわけです、私のない面を持っている方ですので、そうした点でも十分皆様方になじんでいただける人物と、このように思っている次第でございます。

また、4町村の合併におきまして、私に御支援をしていただきまして、最終的には私がこういう立場になったということでございます。そうした点、大変感謝をしておりますが、そのような形で職員もうまくいくかどうかということについては、そういう見方もありますし、また両論あるというふうに思っておりまして、私は今回、外部からの登用をして公平な円満な市政の役に立っていただける人ということをお願いをしているところでございます。よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

2点ほど見解を伺いたいと思いますが、言葉じりをとるつもりはありませんけれども、今の答弁、あるいは先ほどの説明を聞いていて非常に気になる部分がありましたのでお伺いしておきたいと思いますが、まず今の答弁の中で、県から来ていただくというふうに言われます。助役というのは来ていただくものですか。いや、笑いことじゃないよ。そういう発想で、来られるということは、県のひもつきになるということです。だから、そういう発想は根本から変えてもらわなければいかんだろうというふうに思っております。

特に市長はもともと県におられた人ですので、あんまり違和感なしに使われるかもしれませんが、我々はもともと地元の間人ですから、そういうふうに言われると、県は偉いもんだと。市は、あるいは町村は、もっと下のランクのものだという発想が根本にあるのではないかと思わざるを得ません。地方自治法で考えれば、基本的には対等なんですね。だから、来ていただくなんて発想はやめてほしいということが一つです。

もう一つは、今の幹部職員が、あるいはほかの職員も含めてですけれども、育つまでは外からお願いしたいと、外から連れてくるのだと言われた。この3月に、守屋参与が定年を迎える。来年以降も、今の幹部職員が次々と定年を迎えていきますね。今の職員が成長するまでは外からと言われるのであれば、例えば2年なりして、市としてきちんとやっていける状況になったという段階では、助役は任期は一応4年ですけれども、例えば2年でもうかわるということはあるわけですか。そうでないと、例えば2年後に定年を迎えられるようなトップクラスの幹部は、行き先が最初から閉ざされているということが今の段階で言えるわけですね。先ほどの市長の話から考えれば、2年

ぐらいでひょっとしたらそういうことがあるのかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

議長（村瀬 治君）

はい、市長答弁。

市長（内藤正行君）

鵜飼議員の御質問でございますが、表現として不穏当な発言があったということでございますが、表現として県から来ていただくと申しましたけれども、県で選任をしていただいて、現在、現職ではありませんけれども、重要な職についている人ですので、私どもの助役として推薦していただくという意味で、お願いしたということが念頭にありましたので、そういう表現をいたしました。あくまで私どもの方からお願いをしたということでございます。これは職についている方でございますので、そういう表現をしたということでございます。

また、2年でかわるかということにつきましては、現在のところそういう考えはまだありませんので、当面、任期いっぱいということで、本人に対しましては年数については特に限定をして話しておりませんので、御理解願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

また改めて私は非常に疑問に感じたんですが、高木さんというのは県が選んでくれた人間なんです。今そう言われましたね。私は、市長がいろいろ物色をして、この人ならいいというふうにされたんだと思っていました、今までは。ところが今の話ですと、県が選んでくれたということなんです。そういうものであれば、私は反対です。

議長（村瀬 治君）

はい、市長答弁。

市長（内藤正行君）

県に対しまして複数の人物を挙げまして、その中で合致した人がこの人ということでもあります。ですから2人のうちで……。

〔「県が選んだと言ったがね」と呼ぶ者あり〕

そういうことなら、取り消しますが、2人の候補者の中で、この人が県との考え方で合致したということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

一回二回答弁を変えるようなことはやめてもらわな、これからも本当に困りますが、先ほど明確

に県で選任してもらったというふうに言われたんですね。複数からであろうと単数であろうと、県が選んだというふうに言われた。そんな助役人事というのはありますか。県が市の人事にそこまで関与するものですか。そんなやり方は到底私は、地方自治に真っ向から背くものだというふうに思うんです。

だから、先ほども申し上げたように、県の出身の市長ですからあまり違和感を持たないかもしれませんが、でも、私たち地元の町会議員としてやってきた人間としては、非常にその辺に違和感と反発を感じざるを得ません。そんな発想でやられるんでは物事は進まないし、そういうふうだから、この間、先ほど職員の中の不協和音の話を言われましたけれども、町村の間で不協和音が今回の問題をめぐって生まれてきたわけでしょう。それをどういうふうに收拾されたかは知りませんが、そういう不協和音が生じるようなもとをみずからつくられるようなことはとても認められないということをはっきりと申し上げておきます。

議長（村瀬 治君）

はい、市長答弁。

市長（内藤正行君）

県が選んだということは、確かに選定してくれないかんわけですので、私どもの方で2名の候補者を立てまして、本巢市のこういう合併の当初の折なら、この人が適当だということは向こうも判断してくれたということでありまして、そういう表現をしたのは、そういういきさつがあったからであります。

議長（村瀬 治君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

先ほど質問のときにも申し上げましたけれども、私はやはり天下りの人事はするべきではないと思います。さらに市長が、職員の中に不協和音が起きたり、アンバランスが起きるとおっしゃいましたけれども、先ほどのほかの議員の答弁で、助役の任期は途中交代は考えていないというお話がございました。そうすると、これから先、市の幹部職員は次から次へ交代していきます。定年になっていきます。結局同じような状態になるのではないかと思いますし、土曜日に、三位一体の改革のシンポジウムに参加させていただきましたけれども、これからは市町村、自治体は自分で生きていくという立場、県の下ではないという立場をしっかりと持つことが必要だという意見もたくさんあ

りました。そういう意味でも、県直轄の助役については賛成ができませんので、反対いたします。

議長（村瀬 治君）

ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、小川君、どうぞ。

24番（小川幸雄君）

天下り云々という問題が出ておりますけれども、一般的に言われておる天下りとは若干趣が違ふんじゃないかということは、議会で検討し、議決していくわけでございますので、単なる天下りということは当たらないんじゃないかというふうに思います。

それと、新生本巢市としてスムーズに運営していくために、やはり市長としては片腕となる人物をいろいろ考慮したいということだろうと思います。それから、高木さん自身についてはうちの弟と同級生でありますのでよく知っておりますが、学校時代は、小学校、中学校通じて常にトップクラスの成績であったということでありまして、ただ両親を早く亡くしたということ、非常に苦労されているということでありまして、しかし、そういう逆境にめげず進んでこられまして、県へ入れられましても御案内のようなポストにおいて十分能力を発揮しておられたということでございます。

私は、新生本巢市の今後の運営について、両親を亡くして苦労したということが、私は非常に生きてくるのではないかというような気がするわけでございます。そういった面も考慮いたしまして、この原案については賛成するものであります。

議長（村瀬 治君）

ほかに賛成者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 本巢市助役の選任についてを採決します。

議案第29号を原案のとおり賛成する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

40対8で起立多数です。したがって、議案第29号 本巢市助役の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

追加日程第3 議案第30号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

追加日程第3、議案第30号 本巢市収入役の選任についてを議題といたします。

守屋太郎君の退席を求めます。

〔参与兼合併プロジェクト室長 守屋太郎君 退場〕

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第30号 本巢市収入役の選任についてを御説明させていただきます。

収入役といたしましては、昭和18年12月28日生まれの60歳、本巢市上真桑 508番地の守屋太郎氏を選任いたしたいということで、地方自治法第 168条第 7 項において準用する同法第 162条の規定によりまして、議会の御同意を求める次第でございます。

守屋太郎氏は、昭和37年 3 月に岐阜農林高等学校を卒業されて、4 月に真正村役場に奉職をされました。その後、昭和63年に水道住宅課長、その後建設課長、企画課長、総務課長、総務参事兼総務課長ということで、合併の当時、働いたわけであります。現在は市の参与として就任されておりますが、この 3 月で定年退職になるわけであります。この方を収入役として内部登用していきたいと、このように思っている次第でございます。

内部登用の中で、退職をされた直後でありますし、この地域の事情につきましては十分承知している方でございますので、非常に事務量が多くなっております会計室、あるいは、収入役の職務というものを十分果たしていただける人だと、このように考えている次第でございます。よろしく御同意を賜りますよう、お願いをいたしまして御説明とさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

質疑は、先ほどと基本的に同じような問題ですので省略をいたしました。助役のときに申し上げました、その流れの中でこの収入役が選ばれているという点でいえば、一体のものとして考えるを得ないということもあります。そして今、市長の提案説明がありましたように、たまたまこの 3 月で定年を迎えるからと言われた。これも先ほど質疑いたしましたけれども、来年あるいは 2 年後に定年を迎えられる幹部職員についてはどうなのかということについては全く言及されないし、方向も示されていないという状況の中で、今回選任をされていく。そういったものについては、先ほ

ど県と同じような考え方で反対をせざるを得ないというふうに思っております。

以上、反対討論とします。

議長（村瀬 治君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

大西君。

30番（大西徳三郎君）

先ほどの助役、またこの収入役ということで、市長が熟慮の結果、この人選をされたという判断をいたし、よって私は賛成をいたします。

議長（村瀬 治君）

それでは原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 本巢市収入役の選任についてを採決いたします。

議案第30号を原案のとおり同意することに賛成の方が起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

40対8で起立多数であります。したがって、議案第30号 本巢市収入役の選任については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

守屋太郎君の入場を求めます。

〔参与兼合併プロジェクト室長 守屋太郎君 入場〕

ただいま収入役の選任について、守屋太郎君が同意されましたことを告知いたします。

あいさつ等につきましては後ほど全協でやらせていただきますので、よろしく御了承のほどお願いを申し上げます。

追加日程第4 議案第31号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

追加日程第4、議案第31号 本巢市監査委員の選任についてを議題といたします。

議案第31号の提案説明に入る前に、高橋一君の退席を求めます。

〔36番 高橋 一議員 退場〕

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第31号 本巣市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

市議会議員の中から1名、見識を有する方から1名と、2名の選任をお願いするわけでございます。議会議員としましては、生年月日、手元の資料に平成23年となっておりますが、昭和23年でございます。深くおわびをしまして訂正をし、後ほど差しかえをさせていただきますのでよろしくお願ひします。昭和23年8月11日生まれの本巣市七五三 685番地1、高橋一氏でございます。見識を有する方としましては、昭和30年8月3日生まれの、本巣市政田 839番地にお住まいの三田村晃司氏でございます。地方自治法第196条の規定に基づきまして、議会の御同意を求める次第でございます。

三田村晃司氏につきましては、岐阜北高を昭和49年に卒業されまして、54年に専修大学商学部を卒業されました。それから直ちに4月に岐阜市殿町にあります高木ヨシナオ会計事務所の職員として就職をされました。昭和59年10月に税理士の資格を取られまして、62年2月に税理士登録ということで、税理士として活躍をされているわけでございます。なお、この税理士事務所としましては、岐阜市菅生八丁目2番地1号にありますが、職員は6名ということで、御自宅は先ほど申しました本巣市政田 839番地にお住まいという方でございます。よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔発言する者なし〕

次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 本巣市監査委員の選任についてを採決いたします。

議案第31号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第31号 本巣市監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

高橋一君の入場を求めます。

〔36番 高橋 一議員 入場〕

ただいま高橋一君が監査委員に選任されたことを告知いたします。

追加日程第5 議案第32号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

追加日程第5、議案第32号 本巣市教育委員の任命についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第32号 本巣市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

根尾地域から所 賢氏、本巣地域から谷村れい子氏、糸貫地域から堀部栄一氏、それから真正地域から野村覺氏、この4名の方は、現在、市の教育委員として就任していただいておりますが、任期が3月30日で切れます。ですから、この方々の再任をお願いしたいと思いますし、新たに岐阜県見延 616番地2の高橋茂徳氏、昭和18年11月7日生まれの60歳でございますが、この方を新たに教育委員としてお願いをいたしたいということで、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の御同意を求める次第でございます。

高橋茂徳氏につきましては、昭和42年に岐阜大学教育学部を卒業されまして、以後、可児の土田小学校、岐阜の長良小学校、さらに長良東小学校の教諭をされまして、昭和56年に各務原市教育委員会の学校教育課指導主事、それから59年には岐阜教育事務所学校指導課指導主事、さらに62年には、伊自良北小学校の教頭、さらに元年には長良東小学校の教頭、平成3年には岐阜教育事務所学校教育課課長補佐、平成4年には羽島市の桑原小学校長、平成7年には羽島郡4町教育委員会学校教育課長、平成9年には西濃教育事務所学校教育課長、平成11年に穂積小学校長、13年に島小学校長で現在に至っております、この3月末で退職ということでございます。この方は、岐阜県の小学校長の会長をなさっておられる方でありまして、この方が適任ということで、御選任をさせていただきました。よろしく御同意を賜りますようお願いいたしまして、御説明にかえさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑がありませんか。ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

教育長をしていただく方は、学校教育だけではなく社会教育にも十分目を配っていただく必要があると思いますけれども、この中で所さん、谷村さん、堀部さん、野村さんの委員になる前の職業を一度お尋ねしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

教育長職務代理人、答弁。

教育長職務代理人（堀部秀夫君）

三島議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

所 賢さんは元教師でございます。それから谷村れい子さんは、本巢市の教育委員長をずっと続けていただいていたんですが、その前は社会教育委員、公民館運営審議会委員、青少年育成推進委員という形でお世話になっておたと聞いております。それから、堀部栄一先生は教師でございます。それから、野村覺先生は教師でございます。以上です。

議長（村瀬 治君）

よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

谷村れい子さんは社会教育委員その他やっていらっしゃってということですが、職業は持っていらっしゃらなかったのか。教師では多分ないんだと思うんですが、そういう点はわかりませんか。

議長（村瀬 治君）

教育長職務代理人、答弁。

教育長職務代理人（堀部秀夫君）

職業については、今ここではわかりませんから、ちょっと時間をいただきまして御報告をさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

ここに新しく提案される人については、事前に調査だけはしておいていただきたいということで、お願いを申し上げますが、その点に立って、多分谷村さんは学校の先生ではないというふうに思います、今のお答えからして。先ほど申し上げましたように、社会教育もこれから大変大事になっています。この5人の教育委員の中で4人までが学校の先生の経験者ということで、私は今度新しく選任される高橋さんについても、高橋さん自身がどうこうということはありませんけれども、先生ではない、社会教育に造詣の深い人を充ててバランスをとるべきではないか。そして市全体の教育の振興を図っていただく、学校教育社会教育含めた振興を図っていただくということが大切ではないかと思いますが、市長、その辺の基本的な考え方をお聞きいたします。

議長（村瀬 治君）

はい、市長答弁。

市長（内藤正行君）

三島議員の御質問に対しましてのお答えですが、確かに高橋茂徳氏は学校教育関係で、行政、あるいは現場を経験されている方であります。しかしながら、各般にわたりまして造詣の深い方と聞いておりまして、当然社会教育につきましても相当の力を入れていただける方であると、このように考えておりまして、御提案をさせていただいた次第でありますので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

常に言葉じりを取るつもりはありませんけれども、どういう人かということを知っていると、今言われた。ということは、市長自身がこういう人だと確信を持って推薦しているわけではないんだなというふうに思いました。そのこととあわせて、助役のときに県が選んでくれたと、県から来ていただくというような話がありましたけれども、結局この高橋さんについても、じゃあ一体どういう形で俎上に上がってきたんだろうというのが、正直言って私物すごく不安になってまいりました。もともと地域でいろいろやっておられる方であれば、旧糸貫であれば大体のことは私もわかるし、この人も知ってはいますけれども、選ばれ方の問題からいうと、どうも不安を感じざるを得ないというのが率直なところですし、今三島議員から出たような話もありますので、この件については棄権をしたいと思います。退席させていただきますので、議長、よろしく願いいたします。よろしいですか。

議長（村瀬 治君）

はい、よろしいです。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

賛成者の発言を許しますが、賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 本巣市教育委員会委員の任命についてを採決します。

議案第32号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

賛成45人、棄権3、以上であります。したがって、議案第32号 本巢市教育委員会委員の任命については原案どおり同意することに決定をいたしました。

追加日程第6 議案第33号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

追加日程第6、議案第33号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第33号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

4名の方は旧町村から引き続きお願いをしている方々でございます。根尾地区の佐々木博嗣様、それから本巢地区の青木有定様、さらに糸貫地区の高橋恭史さん、それから真正地区の浅井眞澄さん、この4名の方は引き続き御就任をしていただきたいとこういうふうに思っています。

それから新たに本巢市宗慶 349番地の大野龍静さん、大正15年1月1日生まれでございます。この方は旧真正町の監査委員をなさっておられた方で、税務署のOBの方でございますが、この方につきまして新たにお願いをいたしたいと思う次第でございます。地方税法第423条第3項の規定に基づきまして議会の御同意をお願いするものでございます。よろしく御同意賜りますようお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第33号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第33号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任については原案どおり同意することに決定をいたしました。

追加日程第7 議案第34号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

追加日程第7、議案第34号 本巣市固定資産評価員の選任についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第34号 本巣市固定資産評価員の選任についてでございます。

これにつきましては、助役が就任することとなっているわけでございます。先ほど御同意賜りました本巣市曾井中島 902番地の2、高木巧氏、昭和17年7月17日生まれをお願いしたいということで、地方税法第423条第3項に基づきまして議会の御同意を求める次第でございます。よろしく御同意賜りますようお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 本巣市固定資産評価員の選任についてについてを採決いたします。

議案第34号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立43人であります。したがって、議案第34号 本巣市固定資産評価員の選任については原案どおり同意することに決定をいたしました。

追加日程第8 本巣市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（村瀬 治君）

追加日程第 8、本業市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この件におきましては、けさほど全協におきまして運営委員長からの報告と同時に、私からの説明をいたしました。ただいまから選挙管理委員会委員の補充員の候補者名を配付させます。

〔資料配付〕

最初に選挙管理委員会委員 4 名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦の方法によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員会委員には、高橋和夫君、青木為彦君、飯尾秀和君、浅井眞澄君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方が選挙管理委員会委員に当選をされました。

次に選挙管理委員補充員 4 名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦の方法によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員補充員には、第 1 順位、名知雅己君、第 2 順位、小川さとこくん、第 3 順位、小野島正俊君、第 4 順位、石川章君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方が、選挙管理委員補充員に当選をされました。

追加日程第9 議案第35号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

追加日程第9、議案第35号 工事請負契約締結について（本巢市立弾正小学校校舎増築工事）を議題とします。

市長、提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第35号 工事請負契約締結について議決をお願いしたいものでございます。

工事名は本巢市立弾正小学校校舎増築工事でございます。工事場所は本巢市政田2100番地でございます。契約の方法は指名競争入札で、3月19日に執行をいたしました。工期は契約の日から本年12月20日までということで、契約金額は、消費税別でございますが1億6,800万でございます。この件につきましては、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の御決を求めますのでございます。どうぞよろしく御決賜りますようお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

先ほど全員協議会の際にもちょっと申し上げましたが、技術者が多いから必ず優秀な企業というわけでもないような気がいたします。今度落札をされました業者については、先ほどちょっと申し上げましたが、保育所の真っすぐ立っておるべき柱が傾いていたということもありました。また、配筋が中心に入っていないために、コンクリートがちょっとはがれるとすぐ鉄筋がさびてしまうのではないかなというような状況が配筋検査のときに発見をされました。また、駐車場が水がたまって何度もやり直しをしてもらったという点がございました。今度の工事の中で、もしそのような不備が起きた場合は、どこがどのように管理ができるのか、管理体制についてお尋ねをいたします。

議長（村瀬 治君）

教育長職務代理人、答弁。

教育長職務代理人（堀部秀夫君）

お答えいたします。工事の管理につきましては、設計委託管理と同時に管理委託も行っておりますから、その中で進めていきたいと思っております。またその都度、定期的に打ち合わせ会等を

持ちながら、適正な管理に努めていきたいというふうに考えております。

議長（村瀬 治君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、川村君。

47番（川村高司君）

先ほど全協の場でもお尋ねをいたしました。いわゆる信用度の調査、先ほどの答弁でもあまりはっきりとしなかったと思うんですが、今、三島議員が技術的に傾いているという話があったんですが、経済的にも傾く問題が起こり得るという問題については、どうされるのかということをお尋ねをします。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

川村議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほど答弁にはなっていないかと思いますが、今回の場合についてはそのような調査をしておりませんが、先ほどは基準の中で資本金というものを申し上げておりましたが、実際の経営内容、決算等、そういうものを参考にしながら、今後については行っていきたいということで、もう少し今後の選定に当たってはそういう部分についても目を向けて考えていくということで、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

この業者の選定委員会には、旧4町村の人がそれぞれ入っているんだろうと思うんですね。そうすればそれぞれのところで、どういうことがあったということは当然わかっているだろうと思うんですが、そういったことが、ほとんど論議されないまま選定されていくというところについて非常に疑問を感じたわけですが、それについては今後は正していくということでございますが、あわせて先ほど教育長の職務代理が設計監理業者との関係を言われましたけれども、その設計監理業者が、先ほど例に出た真正町のいろんな工事のときにかかわっていた設計業者がやってれば、また同じようなことなんですね。設計監理業者がいるからきちんと物事が進むということはないから、現にいろんな物事が起きているんで、そちらの方にもあわせて目を向けてもらう必要があるのではないかとこのように思うんですが、ちなみに今回は設計監理はどこですか。

議長（村瀬 治君）

教育長職務代理者、答弁。

教育長職務代理者（堀部秀夫君）

弾正小学校の設計監理につきましては大建設計が行っております。真桑小学校が前に行いましたですけれども、同じ業者でございます。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、白木君。

51番（白木 健君）

適切な答弁があれば私が質問しなかったっていいんですけれども、設計士の質がよければいいんですが、設計士の管理をしてやらなきゃいけないような設計業者を使ってはいけないということだと思うんです、先ほどの質問は。現に真正町の真桑小学校で特別委員会をつくっておったわけですが、目の届く人がその中に入っておらなければ、いわゆる盲目と一緒にということになってしまいます。

あるいはもう一つ、私の方で総合グラウンドをつくりました。このときにも念を押しておいたんですけれども、同じ設計業者でございましたが、とんでもない石組みをやりました。

そういうことで、いわゆる教育委員の中で1人目の届く人がおれば難しい問題ではないと思うんです。配筋なんて決して難しい問題でもございませぬし、図面をかいたならば、その図面を忠実に守っていただけるチェック機能がしっかりとしておれば問題ではない、私はそんなふうに思います。もう明るくに早朝からコンクリ打ちをしなきゃならない。晩方検査をしたわけでありましてけれども、とんでもない失敗がありました。業者が気の毒なくらい、真っ暗になるまで仮枠も外して手直しをさせた覚えがありますけれども、問題は、目の届く教育委員会にだれか一人おればいいということでございますから、そういう体制をとっていただきたい。あるいは特別委員会をつくれるならば、そういう目の届く人、いわゆる悪い言葉でいいますとしかられますけれども、本当に目をつむっておっては何もわからないということでございますから、目の届く人を選定をするような方法をこれからも心がけていただければ、こういう問題は起きないはずでございます。そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

要望ということで、答弁はよろしいですか。

51番（白木 健君）

結構でございますが、できるかできんかだけの回答はいただきたいと思います。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

白木議員さんの、特に設計コンサルの選考についてということでございます。これについて、今後の市としての考え方をお答えさせていただきます。

今回、真正町さんは大建設計ということで、従来から大建設計ということで、今回の設計につき

ましては、それぞれの町村でもう既に設計が進んだ段階できょうに至ったということでございますが、今後につきましては、プロポーザルというものを取り入れながら、本当にいい設計ができていくかどうか、それからしっかりした設計監理ができていくかというような点についても、今後十分考えてまいりたいと考えておりますし、それから選考に当たりまして、先ほども鵜飼議員からも話がありました、当然にして指名委員会におきまして、それぞれ過去、町村におきまして業者の実績がございます。建築会社であっても、それから設計のコンサルであっても、それぞれよかった、悪かったというものがございます。そういう点も、委員がおりますから、十分意見を聞きながら、選考には十分注意を払っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、白木君。

51番（白木 健君）

そういう回答ならさせていただかんでも結構なんです。いわゆるチェック機能を持った教育委員会にだれか1人おればいいんです。数おっても何もならない。盲目の人ではいけないということなんです。いわゆる設計士というのは1級建築士なんですけれども、その管理をしてやらなきゃいけないだれかがおらなきゃだめだというのが今の現状なんです。

先ほども教育委員会の任命をされましたこの4名の方ですか。質問がありましたように、どういう経歴ですかという質問に答えられんような執行部では困る。もっとしっかり勉強しておいて、提案した以上、この人はどういう経歴の人か、こんなことは余分なことですけども、もっと皆さんしっかりしなければいいまちはできませんよ。そういうことで、数ばかりおるのが能じゃない。特に申し上げたいのは質の問題、目の届く人が1人でもおればいいということですから、そのような回答をしていただければ結構ですけども、おざなりの回答ではこの場限りということになってしまいますから、私はそういう回りくどい回答は要らない。チェック機能を持ちましょうと、それで結構なんです。もう1回、回答をしていただきたいと思います。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

再度お答えをさせていただきます。

チェック機能といいますか、進行管理には十分チェック機能を持ちながら進めてまいりたいというふうに思っております。また今、議員さんが申されましたように専門職といえども、主として合併のときに専門の職員ができるということを申し上げましたが、とりあえず今回の場合はそれぞれチェックができるようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

先ほどの全協の説明の中で、技術的なことですが、15名以上の技術者がおらんと入札には参加させないと、こういう規定のもとに入札をさせたという御説明があったわけですが、この両者につきましては、土木建築なのか建築士なのか、その辺のところの技術者ですね。はっきりした確認はされたわけですか。一通りの処理だけでは、ペーパーというものもありますので、その辺のところの確認はもうできましたか。わかりましたらお答えを願いたいと思います。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

それではお答えをさせていただきます。

先ほど15名の技術者ということで御説明を申し上げたわけですが、技術者の内訳ですが、その部分については検討しておりません。といいますのは、あくまでも指名願に出しております申請に基づいての技術者ということでございます。そんなことで、どちらかといいますと数だけを確認をしたということでございます。

それから、総合建築で今回は業者選定をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、どうぞ。

20番（宮脇孝男君）

それでは先ほど申し上げましたペーパーだけになりますので、これは先ほどから白木さんもおっしゃられておるように、確実にいい仕事ができるということは、いい技術者もおらないかんし、やはり設計の中でどんなにいい設定をしても、技術者が悪ければいいものがない。その中に設計の中でも監理をしっかりできんと、今までできたものの中にいいものがないということでございますので、この辺を、免許を持って、もう少ししっかりした人を確認をして、こういうものはやっていただきたいと私は思います。以上です

議長（村瀬 治君）

要望ですね。

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

安藤君。

番（安藤 君）

お尋ね申し上げますが、関連でございますが、やっぱり競争指名入札に臨まれる業者さんは、それなりに資格をもって書類を申請されておると確認しておるんですけども、例えば1級建築士、

1級施工土木管理士、1級管工士、すべてに国が認めた資格を持たれて、それぞれの会社に勤めてみえるというのが現状であると思うのですが、これは私ごとでございますけれども、昭和48年か49年で1級管理を当時の建設省からいただいておりますが、その中で資格試験とか適性試験とか、そんなものは何もないんですね。賞状もらったその瞬間から、例えば運転免許証も国家試験でしょう。適性試験とか更新だとかというものもあるんですが、そういうものは1級土木に関しては何もありません。建築士はあると思います。管工の方はよくわかっておりませんが、国が認めたこういった試験で合格した者は賞状がいただけるんですが、その賞状ですらも金で売買する。この間うち、1週間ほど前に載っておりましたですね。1級土木のはずだったが、実は国へ確認したらそんな人は資格を持っていないというようなことでありますので、先ほど言われますように、本当に資格があるのかないのか、その資格は本物なのか、それから経験実務はどのくらいあるのか。やはり大変だとは思いますが、それは大事だと思いますが、御答弁を願います。

議長（村瀬 治君）

はい、総務部長答弁。

総務部長（溝口義弘君）

非常に難しい質問でございますが、我々としましては、やはり市へ指名願が出てきたという部分については、当然にして指名願の中には1級建築士とかいう形で、それぞれ資格を証明された部分も一緒にコピーもつけて出していただいております。それが本物かうそのものかということわかりませんが、それは代表の方で出ておりますから、あと技術者が何名ということについては、それぞれ1級建築士が何名、2級建築士が何名ということで表記がされておりますけれども、その部分までの内容をといいますと全く不可能でございます。あくまでも提出された書類を、その部分については信頼をしていきたいというふうに考えておりますが、代表者として一部は写しとしてしておりますから、それを見ながら取り扱っていきたいというふうに考えております。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、川口君。

22番（川口金二郎君）

一つお尋ねします。実は、指名業者の選定でございますね。これにつきまして、先ほど全協のときでもお話のございましたように、資本金については3,000万以上、点数については経営審査の900点、そして今の討議されております技術者については15名以上と、こういう業者をまずは検討として、次に選ばれるのは市内の業者を優先、それから西濃地区、岐阜市と、先ほど全協でこのような説明があったわけでございますが、御承知のように本県市内には建築業者、一般土木業者にかかわらず多数の業者の方がお見えかと思えます。私、旧根尾村のことを例にとりますが、旧根尾村につきましては、建築、一般土木につきましては、国交省とか営林管理所、それから中部電力とか、こういうところですね。いわゆる指名業者をJVを組ませて、そして地元優先にということでござい

ます。そのようなことで、いろいろと建築土木においても執行をしてきたし、あったわけですが、今回は指名業者も全部単独業者でございます。そうした面におきまして、やはり地元のことは地元の業者にやっていただくということも一つ大事でなかろうかと思いますが、今後の指名方法について、JVの指名ということはお考えであるかないかということをお尋ねをさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

はい、総務部長答弁。

総務部長（溝口義弘君）

今後の指名の取り扱いの方法についての御質問でございますけれども、共同企業体でのJVの指名も考えるかということでございますけれども、工事高を見まして、まだこれは指名委員会等でも検討しておりませんけれども、やはり基本的な考え方としては、地元の企業を常に優先に考えていきたいというふうに考えております。そうしたときに、どれだけの工事高があったときに、JVを組んで取り扱うかということも出てくるかと思っておりますけれども、今、基本的に考えておりますのは、例えば旧4町村それぞれに建設業者さんがお見えでございます。そうした中におきまして、例えば根尾の担当の工事があるという場合について、従来でありますと、根尾村を中心にしてそれぞれ郡内に広げられたというふうに聞いておりますけれども、今回は旧の4町が一緒になっておりますから、そうした中で、例えば7社の指名が必要だという場合については、根尾に3社なり置きながら、あとそれぞれの旧町村で1社ずつを選んでいくというような、できるだけそういう形で考えていく。それから大きい工事については、先ほど議員さんがおっしゃったような、できるだけ地元の業者でJVを組んでやれるような体制もこれからは取り入れていかなければならないというふうには考えておりますので、これからその点については十分指名委員会等で協議しながら進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。ないようでしたら、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

三島君。

48番（三島智恵子君）

先ほどいろいろ申し上げましたが、今回は増築工事でございます。いろいろな不備が起きないよう、業者を十分監督していただく。特に下に隠れてしまうようなところを十分監督していただくということをお願いいたしまして、賛成いたします。

議長（村瀬 治君）

ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 工事請負契約締結について（本巢市立弾正小学校校舎増築工事）を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。したがって、議案第35号 工事請負契約締結について（本巢市立弾正小学校校舎増築工事）は、可決することに決定をいたしました。

追加日程第10 議案第36号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

追加日程第10、議案第36号 工事請負契約締結について（本巢市立一色小学校校舎改築工事）を議題といたします。

市長の提案説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第36号の工事請負契約締結についてでございます。

これは、市立一色小学校の校舎改築工事でございます。場所は、本巢市見述16番地です。3月19日に指名競争入札行いまして、揖斐郡大野町稲富の2538番地の8、丸平建築株式会社が落札したものでございます。工事期間は契約の日から本年12月20日までということございまして、消費税を含めまして契約金額3億9,060万円ということでございます。

これにつきましては、市議会の議決をすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御決をお願いするものでございます。よろしく御審議くださいます。御決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

はい、道下君。

6番（道下和茂君）

総務部長にお聞きいたしますけど、今の弾正小学校と一色小学校におきまして金額の大きな違いがあるわけでございますけど、先ほどの説明を聞きますと経審の点数が900点ということでございますけど、ちなみに県のAランクというのは780から790点と聞いておるわけでございます。その中で、県におきますとAランクの場合は2億、3億と入るわけなんです。市の方の考え方といたし

まして、工事高が非常に大きいので慎重にやりましたということで、そうならばなぜこれが客観点数が同じになって、例えば 1,000点でも私はよかったんじゃないかと思うわけでございます。

その点は期間もなかったのもそういうふうにしたのかと思うんですけど、今後もそういうこともよく考えていただいて、やはり工事の指名をするという状況の中で、市が単独で経営審査をやるわけではございません。これは財団で、そこへ出して経営審査をやりまして、県が最終的に点数をつけて、その部分を市または町村が参考しながら指名をしておると思うんですけど、そういうことを踏まえますと、いまいはっきりしないような面があるわけです。今後、先ほどからいろいろな方が言ってみえますけど、経営内容のチェックといたしましては、資本金だけじゃなくして、自己資本が中心になるかと思えます。自己資本とか、キャッシュフローがありますし、いろいろ点数を確認する方法はいろいろあると思うんです。そういうことを慎重にやっていただきたいなど。今後についてそう思いますので、よろしくお願ひしたい。

それから先ほど質問でもありましたような 1 級建築施工監理技師につきましては、確かに講習等はございませんけど、工事管理者というものがこれから義務づけられると思えます。重要な建築物については工事管理者というものが義務づけられていると思うんです。そういう点も、書類が出てきましたときに、よくチェックをしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（村瀬 治君）

6 番 道下君、要望ですか、回答が要るんですか。

6 番（道下和茂君）

まず 900点という線を設けたのは、工事が 1 億何ば違うわけでございますけど、片一方が 900点であるならば、より慎重を期してやるんなら 1,000点でもよかったんじゃないかという、まず一つの質問でございます。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

道下議員の御質問にお答えをさせていただきます。

客観点数の 900点をなぜ選んだかということで、二つの工事の中で規模的にも差があるがという御質問だと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、地元の企業を育成をしていきたいという中から、地元で A ランクに入るところで、900点以上でたまたま 1 社あったという中で、これだけの大きな工事があっても地元で全くないということも考えまして、そんな中から、今回の工事については 900点というような点数で両方の部分を拾わせていただいたということでございます。

それから、業者選考に当たりまして、るる各議員さんから選考に当たっての留意すべきこと、御意見をいただきました。今後の指名に当たりましては御意見を尊重しながら、できる限りよい業者の選考に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（村瀬 治君）

道下君、よろしいですか。はいどうぞ。

6 番（道下和茂君）

差しさわりがなければ、受注いたしました業者はちなみに何点であったのか、経審の点数で結構でございますので。

議長（村瀬 治君）

はい、総務部長答弁。

総務部長（溝口義弘君）

大変申しわけないんですけれども、この全部の業者の点数につきましては、今ここに手持ちを持っておりません。後ほどでよければ、また御報告させていただきます。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、川口君。

22 番（川口金二郎君）

先ほど来、皆様方から技術者の質の問題について御質疑あるわけでございますが、私は質の問題が大変大事なことであろうかと思いますが、先般新聞を見ましたら、質の問題ではなくして、申請した中に技術者の名前を偽造して出していたということが、県の方ですけど発覚しまして、4社が5社ほどが3ヵ月から4ヵ月分ぐらいの指名停止をしておることが新聞に載っておりました。私、一、二の業者、ちょっと頭にあるわけでございますが、公表は差し控えさせていただくんですが、そうした面において、ただ出しただけ、それを受け取ったということではなくて、そうした例も現実まだあるわけでございますから、その点も厳重なチェックをしていただきたいということをお願いします。御答弁をいただければ結構ですが、御答弁いただけましたら、現実県の方で調べていただければ、10日か半月前の新聞で見ました。提出された技術屋さんの中を調べてみたら、そんな技術屋さんはおらなんだということでございます。それが発覚しまして、指名停止をしたということが新聞に発表しておりましたので、その点も十分御注意いただきたいと。チェックも必要でなかろうかと、そんなこと私は思います。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

何回も申し上げておりますが、指名に当たってはできる限りの、私ども提出された種類のみでなく、チェックができる部分についてはチェックをさせていただくということで御理解をいただきたいと。よろしくお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

はい、宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

同じ関連の質問でございますけれども、多分このA社にしてもB社にしても、ここ1カ所だけが工事現場じゃないと思うんです。ですから、1級建築の技術者というものも、例えば片方でこれを使ってある。では、こちらの現場ではどうか。3カ所、4カ所持った場合に、最初に例えば本巢市に申請したとします。それを技術者を使ってある。その次の第2現場でもこれが使えるのが使えるのかということは、先ほど川口議員もおっしゃられたように、県の問題にしても、一現場一管理者というのが私は原則だと思うんです。ですからそういう点も、今後、1億以上の行為でございますので、やはりそういう点をしっかりと把握していただいてやっていただきたいと思います。回答は結構ですので、後ほど総務部長さんに説明を別に求めますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（村瀬 治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成者の発言を許します。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号の工事請負契約締結についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

47人が賛成であります。1人退席をしております。起立多数です。したがって、議案第36号 工事請負契約締結について（本巢市立一色小学校校舎改築工事）は、可決することに決定をいたしました。

それではここで暫時休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時22分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第1号から日程第17 議案第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第11、継続審査議案第1号 本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例についてから、日程第17、議案第7号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

継続審査議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号については総務常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過並びに結果を総務委員長から報告を求めます。

総務委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

総務常任委員会の審議、審査の結果を報告いたします。

3月19日午前9時から本巢市役所第1委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。

委員会には委員13人が全員出席し、議案説明のため内藤市長、新谷参与、守屋参与兼合併プロジェクト室長、溝口総務部長、高橋企画部長、島田根尾総合支庁長ほか関係職員の出席を求め、付託された7議案、審議案件2件について詳細な説明を受け、慎重に審議審査を行いました。

付託され継続となっている議案第1号 本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定については、第2条第1号の自動車を使用する場合、1日当たり6万4,500円は、タクシーの使用も考えられるので住民感情からも好ましくないため、削除すべき。同条第2号のポスター作成する場合、ポスター掲示場が115ヵ所あるので36万円ほどとなり、高いということで20万円ほどにすべきということで意見が一致をいたしました。

施行期日につきまして、広く門戸を開き、市議選から施行する意見と、今月7日に行われました市長選に適用しなかったことから、次回市長選挙からの適用を視野にし、施行期日を17年10月1日との意見と分かれ、6対6ということで終わりました。委員長判断といたしまして、慎重に対応した方がよいと判断し、17年10月とする意見で多数であったということでもあります。しかし、施行日が来年とするなら、新しい議員が決まってからでもいいのではないかという意見と、自分たちのことととらえ、自粛する観点から、改めて新条例案を提出すべきとして、今定例会では原案を容認せず否決すべきものと決定をいたしました。

議案第2号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 本巢市税条例の制定について、以上の4議案は、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定については、第3条で委員を市議会議員5名にしたのに対し、委員に議員を入れるよりも市民参加が望ましいという反対意見もありましたが、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第7号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定については、いわゆるモ

ーテルを規制するという条例であり、規制すべきではないという反対意見もありました。しかし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、七つの付託案件につきまして、委員長報告をさせていただきました。

議長（村瀬 治君）

継続審査議案第1号 本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対の発言を許します。ありませんか。

〔発言する者なし〕

原案に賛成者の発言を許します。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから継続審査議案第1号 本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は否決すべきものであります。

ここで一言申し上げたいので暫時休憩をいたします。

午後1時26分 休憩

午後1時26分 再開

議長（村瀬 治君）

それでは会議を再開したいと思います。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立なしであります。したがって、継続審査議案第1号 本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定については、委員長の報告どおり否決をされました。

ただいまから、議案第2号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔発言する者なし〕

賛成者の発言もございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第2号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔発言する者なし〕

原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 本巢市議会議員の報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 本巢市議会議員の報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第4号 本巢市議会議員の報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定についてを議題とします。

総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

この件につきましては、先ほどの委員長報告にも若干ありましたが、基本的には議員が加わるべきものではないというふうに理解をしています。よしんば今合併した当初なので、過渡期の措置としてこれをやりたいということであれば、まだ理解できる部分はありますが、そのあたりのことはどのようにお考えなのかということと、もう一つは、議員が加わるべきではないという理由のもう1点は、審議会というのは、地方自治法にも明記されておりますように、市長の附属機関であります。議会あるいは議員が市長の附属機関、あるいはその一員になるということは、三権分立という建前からしてもおかしいことではないかというふうに思いますが、その点はいかがなものでしょう。

議長（村瀬 治君）

企画部長、答弁。

企画部長（高橋武夫君）

それでは鵜飼議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

委員会でも問題になりましたが、この審議会に議員さんが加わることはどうかということでございますが、そのときに市長もお答えしましたように、広く意見を聞くという意味も含めまして、議員さんの方にも意見をいただいたり、それと審議会の委員さんの人数につきましても、よその例を見ましても15人とか20人とかありますが、最大限多くとりまして一応20人以内ということで、今回条例を見させていただいております。その中にも議員さんも入っていただいて、議会としてのお話をいただくと、そういうようなことで、今回お願いをするわけでございます。

それから第2点目でございますが、市長の附属機関ということでございまして、当然答申をいただいて決めていくわけでございます。その中に議員さんがというお話もありましたが、先ほども言いましたように、今回につきましてはそういうふうでお願いすると。今後につきましては、またそれぞれ御意見もあるかと思いますが、その時点になってまた考えたいというふうに思いますが、今回につきましては、総合計画等を早急に立ち上げる必要がございますので、その間につきましては議員さんも含めた20名の委員さんでお願いしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

市長にお伺いしますが、特に2番目に申し上げた附属機関という位置づけで当然審議会というも

のは置かれるわけです。議会及び議員に対して附属機関の一員になってくれということをして市長は望みなわけですね、こういう議案が出るということは。理論的にはそういうことになるんですね。地方自治法であくまで附属機関としてこうした計画審議会とは位置づけられているわけですから、それを市長提案の条例の中で議員を含むということは、附属機関の一員になってくれということですね。

議員というのは、あるいは議会というのは、いろんな場で意見を言ったりすることはできるわけですね、一般の人と違って。だから一般の人の意見をより幅広く聞くために審議会を設けるということが、法的にもきちんとして位置づけられているわけですが、そういう場合は、あくまでも市長の意見、あるいは方針、政策をまとめる上での参考にするためにいろいろ意見を幅広く聞くというわけです。議会とはまた違った役割ですね、当然。それをごちゃまぜにして、とにかく附属機関の一員になってくれということをするのと同じことだと私は思うんですが、理論的に考えれば、先ほど申し上げたように、その辺は今は過渡期だから何とかこれで行って、近いうちに本来の形にしていきたいということであれば、それはそれで理解は一定部分はしますが、その他の方針は今企画部長からは若干触れられましたけれども、市長としての方針をお伺いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

はい、市長答弁。

市長（内藤正行君）

ただいまの鶴飼議員の御質問に対しましてでございますが、附属機関であることには間違いありませんが、幅広く意見を聞き、議員の皆様の知恵をその中に入れていただきながら、これは基本的な事項でございますので、御意見をいただきたいとこういうふうに思っております。

合併当初の山県市、あるいは瑞穂市におかれましても、議員の方も入っていただいているという事例も参考にさせていただいて提出させていただいているところでございますので、そういったことも含めまして御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、川村君。

47番（川村高司君）

今の特に参考にするという話の中で、さきの一般質問でも国・県を参考に指導をしてというような答弁を、私の一般質問でも市長はされていますが、市長はたまたま県の職員もやっておられたというふうに伺っていますが、そういう中で県のこういうあり方についてはどうだったか、御承知と思いますが、その考え方の中で今の答弁があったのか、再度、私も関連してお尋ねします。県等については恐らくこういう考え方をしないのではないかと思います、いかがですか。

議長（村瀬 治君）

はい、市長答弁。

市長（内藤正行君）

私はこの計画、審議会のことにつきましては勉強不足でございましてお答えできませんが、農政審議会とか農政の基本方針づくり、そういったものにつきましては委員の方も入っていただいて協議に加わっていただいている、そういう事例がありますので、参考までに申し上げる次第でございます。

議長（村瀬 治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

先ほど質疑で2点申し上げましてけれども、とりわけ2番目については、どうしても議会の議決機関、最高の議決機関である議会が附属機関の一部になるということについては、法的に考えてみても、理論的に考えてみてもやはりおかしいのではないかと。先ほどの答弁ですと、計画審議会に議員に加わってもらって、その議員さんの意見も聞きながらと言われた。そうすると、計画審議会に加わってない議員の意見を聞かないのかということにも、とりようですけれども、そういうこともあるんで、議会は議会として意見を言う場というのは幾らでもあるわけですので、先ほども申し上げたように。そういったことを置いておいて、とにかく議会も加わってもらって、幅広くと言われるけれども、そのあたりにはやっぱり矛盾を感じざるを得ません。

近いうちに、それを是正していくという方針も先ほどの企画部長の話ですと、まだそういうふうかなと思いますけれども、今の市長の答弁ですとそういうふうにも受け取れないということで、執行部内での若干の意見の違いもあるのではないかとこの気もいたします。

いずれにしても、本来あるべき姿ではないというふうに私は理解をしますし、ましてや、この間のいろんな各旧町村でのいろんな経験からしてみれば、議員が発言することによって一般の人の意見がなかなか出にくいということが現実的に生まれてきていますし、嫌というほどそういう体験をしてきていますので、そういったことを踏まえて、こうしたやり方については是正すべきものだというふうに理解をしております。

ついでで申し上げておきますけれども、あと第9号、11号も同じような内容ですので、そのときには、内容的には同じような意見になりますので、後で申し上げませんので、あわせて申し上げておきますけれども、以上、反対討論といたします。

議長（村瀬 治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定については、委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第7号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定についてを議題とします。

総務委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

1点お伺いします。委員会を傍聴させていただいたときに、規制の範囲について条例では200メートルになっておりますけれども、さらに広げてはどうだというような意見が出ておりました。そして、意見の中には、私はよくわかりませんが、岐阜県などでは500メートルではないかというような意見もありました。そうしたものについて、200メートルが本当に適正なのか、考える余地はないのかということについては答弁がないままどうも終わったような感じですが、執行部側はそのことについては、例えば岐阜市の例については十分承知をしていないというような状況ではありましたけれども、普通ならば、そうした意見の出れば早速調査して、それについてはどうなのか、そういう状況を踏まえて本巢市では200でいいのか、あるいはもう少し範囲を広げた方がいいのかということが明確にされていくべきではないのかというふうにそのとき感じましたが、そのあたりは委員会のとき、あるいはそれ以降の検討も含めて、どのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

企画部長に答弁を求めます。

企画部長（高橋武夫君）

委員会のときによくお答えしなかったわけですが、今は言われました規制の範囲でございますが、この条例では200メートルというふうになっております。そのときに意見が出まして、岐阜県は500メートルじゃないかという意見も出ました。早速調査いたしましたら、岐阜市につきましては200メートルの区域ということになっております。都市計画法に規定する商業地域を除くということで、商業地域でも、学校、病院、公民館等の周囲200メートルの区域は規制があるということでございます。一番長い距離でっておりますのは、中津川市とか瑞穂市が300メー

ル以内ということになっております。岐阜県については 200メートル。そして、高山市とか多治見市関係につきましては、住宅地等から 100メートル以内というような規制もかかっております。そんなようなことで、今回本巣市の規制の範囲につきましては 200メートルということで設定をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔発言する者なし〕

賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 7 号 本巣市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第 7 号 本巣市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

日程第18 議案第 8 号及び日程第19 議案第 9 号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第18、議案第 8 号 本巣市国民健康保険税条例の制定についてと、日程第19、議案第 9 号 本巣市環境保全審議会条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第 8 号、議案第 9 号については環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過並びに結果を環境福祉常任委員長から報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

御報告を申し上げます。

3月22日午前9時から本巣市役所真正分庁舎第1 会議室において環境福祉常任委員会を開催いたしました。

委員会には委員11名と議長出席し、議案説明のため、内藤市長、新谷参与、土川市民環境部長、中村健康福祉部長、島田根尾総合支庁長ほか関係職員の出席を求め、付託された案件について詳細

な説明を受け、慎重に審議審査を行いました。

当案件の付託をされました議案第8号 本巢市国民健康保険税条例の制定については、介護納付金の負担増となり、激変緩和措置も不十分との理由により反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定については、条例第3条の審議会員は15名以内であるが、その内訳は、市議会議員4名、識見を有する者、県・民間については4名、住民を代表する者4名との説明を受け、条例どおり15名に、また実効ある条例にしてほしい旨、要望がありました。採決の結果、委員全員の一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしましたので、本会議に御報告を申し上げます。以上です。

議長（村瀬 治君）

議案第8号 本巢市国民健康保険税条例の制定についてを議題とします。

環境福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

ただいま委員長より、介護納付金について激変緩和のお話があったようですが、委員会として、あるいは執行部としてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

議長（村瀬 治君）

環境福祉常任委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

この件につきましては、私が発言をいたしましたので、その中の趣旨につきましては、このような変化があったということについての答弁を市側から求めました。そして、近隣の市町村関係の状況についての報告を求めて、そしてその結果について、この本巢市のものについては、こういう指摘をしたことについての内容の論議をされたということで、詳細について必要なら行政側の答弁をさらにつけ加えていただきたいと思います。以上であります。

議長（村瀬 治君）

行政の答弁は必要ですか。

48番（三島智恵子君）

お願いします。

議長（村瀬 治君）

市民環境部長、答弁。

市民環境部長（土川 隆君）

お答えいたします。合併協議の中で、介護納付金課税額の税率については、介護保険法の規定による納付金に見合う税率と定めるということで調整がなされておりますので、基金の方から納付金

の金額について通知がありました分について確保していきたいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

合併協議の内容につきましては、先般の説明のときにお聞きしましたので承知をしておりますが、これだけ高くなるというふうには私は少なくとも予測しておりませんでした。所得割が2倍になり、また均等割も引き上げられるということをお尋ねしたんですが、その点について市長はどう考えられますか。もしお考えがありましたらお聞きしたいと思います。以上。

議長（村瀬 治君）

市長、答弁。

市長（内藤正行君）

三島議員の御質問に対してでございますが、激変緩和措置は今のところとる形にはなっておりません。5年間は今の形で、基金を取り崩しながら不足分は埋めていくという形にしておりまして、保険料は今の算出の形をお願いをしたいと、このように考えておるわけでありまして。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

賛成者の発言を許しますが、討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 本巣市国民健康保険税条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数でございます。したがって、議案第8号 本巣市国民健康保険税条例の制定については、委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第9号 本巣市環境保全審議会条例の制定についてを議題といたします。

環境福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

原案に賛成の発言者の討論もございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定については、委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

日程第20 議案第10号及び日程第21 議案第11号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第20、議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定についてと、日程第21、議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定についてを議題とします。

議案第10号、議案第11号については産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過並びに結果を産業建設常任委員長から報告を求めます。

産業建設常任委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員長（瀬古孝雄君）

では産業建設常任委員会の審議審査の結果を報告いたします。

3月24日午前9時から本巢市役所糸貫分庁舎全員協議会室におきまして、産業建設常任委員会を開催いたしました。

委員会には委員12名全員と議長が出席し、議案説明のため内藤市長、新谷参与、服部産業建設部長、林上下水道部長ほか関係職員の出席を求め、委託された2議案を詳細説明を受け、慎重に審議審査を行いました。

議案第10号の本巢市法定外公共物管理条例の制定については、平成16年4月に無償譲与を受ける件数が本巢地区の里道 1,482件、水路 2,879件、真正地区の里道 195件、水路 1,881件、糸貫地区の 548件、水路 2,479件であり、根尾地区は現在申請調査中との説明がありまして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定については、下水道に関する事業計画の円滑な策定と事業の推進及び運営等を図るために審議会を置くもので、本条例の制定については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（村瀬 治君）

議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定についてを議題とします。

産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成の発言を許します。ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定については、委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定についてを議題とします。

産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔発言する者なし〕

原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定については委員長の報告どおり可決することに決定をしました。

日程第22 議案第14号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第22、議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の議定についてを議題といたします。

議案第14号については、総務部、企画部、根尾総合支庁及び議会事務局に属する予算及び他の委員会に属さない予算の審議が総務常任委員会にお願いしてありますので、審議の経過の報告をお願いいたします。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

議案第14号 平成15年度本巢市一般会計のうち総務部、企画部、根尾総合支庁及び議会事務局に属する予算及び他の委員会に属さない予算の議定については、2月に専決処分し、承認した予算であり、それ以後、増減はないということで、審議ということはありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

議長（村瀬 治君）

続きまして、市民環境部、健康福祉部及び根尾総合支庁に属する予算の審議が環境福祉常任委員会にお願いしてありましたので、審議の経過の報告をお願いいたします。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

報告をいたします。審議案件、議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算のうち市民環境部、健康福祉部及び根尾総合支庁に属する予算の議定については、2月に専決処分承認後から増減がない旨、対応について慎重審議をいたしました。

審議結果についての報告を終わります。

議長（村瀬 治君）

続きまして、産業建設部及び上下水道部に属する予算の審議が産業建設委員会にお願いしてありましたので、審議経過の報告をお願いいたします。

産業建設委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設委員会委員長（瀬古孝雄君）

議案第14号の平成15年度本巢市一般会計予算のうち、産業建設部及び上下水道部に属する予算の議定については、歳入の主なものは、合併浄化槽設置整備事業国庫補助金 1,708万 9,000円、同県補助金 1,708万 9,000円。歳出では、農業集落排水特別会計繰出金 1億 2,298万 1,000円、簡易水道特別会計繰出金 4,454万 4,000円、繰越明許に係る大井能郷林道開発工事 3,170万 2,000円、根尾地区桜駐車場整備工事14,520万円、ふれあい交流施設等補修工事に 4,152万 4,000円、真正地区

排水路修繕工事に 1,221万 9,000円であり、慎重に審議いたしました。ありがとうございました。
議長（村瀬 治君）

続きまして、教育委員会に属する予算の審議が、文教常任委員会にお願いしておりましたので、審議の経過の報告をお願いいたします。

文教常任委員会委員長 中野治郎君。

文教常任委員会委員長（中野治郎君）

文教常任委員長報告。文教常任委員会の審議審査の結果を報告します。

3月26日午前9時から本巢市市役所真正分庁舎第1委員会室において、文教常任委員会を開催いたしました。

委員会には、委員12名と議長が出席し、議案説明のため内藤市長、新谷参与、堀部教育委員会事務局長、関係職員の出席を求め、審議案件2件について補足説明を受け、慎重審議を行いました。

議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算のうち教育員会に属する予算の議定について、2月に専決処分し承認をした予算で、それ以後、歳入には教育国庫負担金、国の建設単価見直しによって1億 7,055万 2,000円から1億 3,591万 4,000円に減額となり、歳出の学校建設費の財源内訳で、地方債 4,670万円の減額、一般財源の 8,133万円の増額となっております。

以上、文教委員会にて議案第14号を慎重審議したので報告します。

議長（村瀬 治君）

ここで暫時休憩をいたします。2時30分から再開をしたいと思います。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は49名であります。引き続き会議を再開いたします。

議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の議定については、各常任委員長に審議の報告をしていただきました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可します。

原案に賛成者の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の議定についてを採決いたします。議案第14号原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の議定については可決することに決定をいたしました。

日程第23 議案第15号及び日程第24 議案第16号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第23、議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定についてと、日程第24、議案第16号 本巢市老人保健医療特別会計予算の議定についてを一括議題といたします。

議案第15号、議案第16号は環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

付託をされました議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定について、議案第16号 本巢市老人保健医療特別会計予算の議定について、以上2議案中、議案第15号、16号は、専決処分承認後、増減ないとの報告を受けました。全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告をいたします。

議長（村瀬 治君）

議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とします。

環境福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔発言する者なし〕

賛成者の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第16号 本巢市老人保健医療特別会計予算の議定についてを議題とします。

環境福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成者の発言もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 本巢市老人保健医療特別会計予算の議定についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第16号 本巢市老人保健医療特別会計予算の議定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

日程第25 議案第17号から日程第27 議案第20号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第25、議案第17号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計予算の議定についてから、日程第27、議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定について一括議題といたします。

議案第17号、議案第19号、議案第20号は産業建設委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

ただいま議案第17号、19号、20号の3議案が付託されまして、詳細な説明を受けまして、慎重に審査を行いました。

議案第17号の本巢市簡易水道特別会計予算の議定については、本巢郡根尾地区のもので、歳入で主なものは、2・3月分の計量給水使用料 1,514万円、県補助金 1,077万 3,000円、根尾地区に係る、簡易水道債 1億 6,790万円。歳出では、神海浄水場実施設計委託料 1,837万 5,000円、神海門脇地区の施設整備工事 1億 8,657万 5,000円であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定については、主な歳入は本巢浄化センターの浄水公園県補助金 2,626万 6,000円。歳出では、本巢根尾地区管路等実施委託料 4,107万 5,000円、本巢浄化センター建設工事委託料 4億 1,441万 6,000円であり、全会一致で原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定については、収入の主なものは、給水収益 6,130戸分の 5,167万 8,000円。支出では、真正・糸貫地区の委託工事費 7,721万 2,000円であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（村瀬 治君）

議案第17号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計予算の議定についてを議題とします。

産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成者の発言もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計予算の議定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第17号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計予算の議定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定についてを議題とします。

産業建設委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

竹中君。

29番（竹中光夫君）

どの会計も同じことですが、最終ページにうたわれています地方債の残高ですが、どの会計においても14年度末現在高見込み額とありますけれども、これは14年度末、まだ地方債の残高確定してないんですか、どうですか。

議長（村瀬 治君）

総務部長は今確認をするそうですので、竹中さん、後に報告ということでよろしいでしょうか。

29番（竹中光夫君）

結構です。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成者の発言もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定についてを議題とします。

産業建設委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成者もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

日程第28 議案第21号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第28、議案第21号 平成16年度本巣市一般会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

議案第21号については、総務部、企画部、根尾総合支庁及び議会事務局に属す予算及び他の委員会に属さない予算の審議が総務常任委員会にお願いをしてありましたので、経過の報告をお願いします。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

では報告いたします。

議案第21号 平成16年度本巣市一般会計予算のうち、総務部、企画部、根尾総合支庁及び議会事務局に属する予算及び他の委員会に属さない予算の議定については、4月から6月までの暫定予算であること。また歳入では、新しく所得譲与税 1,600万円、淡墨公園駐車場を使用料 1,000万円など。歳出な主なものは、議会特別旅費 845万円、固定資産評価統一作業委託料 2,096万 9,000円、市消防協会負担金 1,055万 4,000円、5月15日に予定されている開市式典に 478万円、コミュニティーバス 2台で 3,635万 8,000円、理事会負担であった防犯灯等の電気代 1,218万円、自治会活動交付金 2,794万 9,000円であり、慎重審議を行いました。以上。

議長（村瀬 治君）

続きまして、市民環境部、健康福祉部及び根尾総合支庁に属する予算の審議が環境福祉常任委員会にお願いしておりましたので、審議の経過の報告をお願いします。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

議案第21号関係につきましては、平成16年度本巣市一般会計暫定予算のうち、市民環境部、健康福祉部及び根尾総合支庁に属す予算で、歳入の主なものは、児童手当の国庫負担金 4,008万円、衛生手数料 1,462万円。主な歳出は、社会福祉協議会補助金 3,238万円、内訳として高額療養費貸付金 600万を含む。また、第3子分出産祝い金 300万円、児童手当 9,737人の6月支給分 545万円、生活保護扶助費27世帯 2,101万円、基本健診等委託料1億 462万円、乳幼児医療費 1,963人分 1,962万円。ごみ収集委託料 4,712万円であり、慎重審議を行いました。

この中で論議のあったことを一部報告させていただきます。一つは、乳幼児健診等の交通機関についての問題が出されました。2番目には、シルバー人材センターの状況についての質問があり、それぞれの仕事量についての説明がありました。また、老人クラブ連合会等の市の受付窓口、各旧地域の窓口についての質問が出されました。また、平成15年度と16年度との予算の組み方の違いによってそれぞれの内容が数字的に違っておりというような指摘もあり、こうした問題について慎重審議をいたしましたことを報告いたします。以上です。

議長（村瀬 治君）

続きまして、産業建設部及び上下水道部に属する予算の審議が産業建設常任委員会にお願いしておりましたので、審議の経過の報告をお願いいたします。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算のうち、産業建設部及び上下水道部に属する予算の議定については、歳入では、桜駐車場使用料 1,000万円、市営住宅使用料 962万 1,000円、中部電力ほか7社の道路占用料の 789万円。歳出では、合併処理浄化槽設置整備事業補助金が18基分で 765万円、農業集落排水特別会計繰出金 1億 5,712万 2,000円、勤労者住宅資金融資預託金 800万円、有害鳥獣捕獲委託料 185万 8,000円、豪雪被害木の処理委託料 300万円、本巢地区1本、根尾地区の2本の林道測量設定委託料が 790万円、商工会振興補助金7割相当分で 3,000万円、道路、緑地帯管理委託料 681万円、河川等の土砂回収委託料 249万円、公園管理委託料 764万 6,000円であります。なお、市の事業に係る土地の取得等のため、土地等の調査測量に際しまして立ち会いを求めた者に1人1回 3,000円の報償金を支給することとした旨を説明を受け、慎重審議を行いました。

慎重審議の後、執行部から、本巢市排水設備工事費助成金交付要綱と、それから本巢市下水道事業推進活動交付金交付要綱について説明を受けました。以上です。

議長（村瀬 治君）

続きまして、教育委員会に属する予算の審議が文教常任委員会にお願いしてありましたので、審議の経過の報告をお願いいたします。

文教常任委員会委員長 中野治郎君。

文教常任委員会委員長（中野治郎君）

では報告をします。

議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算のうち、当委員会に属する予算の議定については、歳入の主なものは、学校給食費 4,886万 7,000円であり、歳出では、情報化推進事業委託料158万 4,000円、本巢真正地区のオーストラリア36人と糸貫地区の青少年海外派遣事業委託料1,563万 2,000円で、文化保存会補助金12団体で 568万 4,000円、公民館費で文化活動補助金 1,057万 5,000円、市民文化ホール管理費で自主事業委託料8回分 400万円であります。

午後1時30分から、増改築工事が行われる弾正小学校、一色小学校、今後改築が計画されている本巢中学校の現地視察を行いました。

以上、文教常任委員会、議案第21号を慎重に審議したので報告いたします。以上です。

議長（村瀬 治君）

ここで、先ほど竹中議員の質問については、新谷参与からお答えをさせていただきますので、お願いをいたします。

参与（新谷哲也君）

お時間とらせてまして申しわけございませんでした。

先ほど竹中議員さんから御質問があった件につきましてお答えさせていただきます。

特別会計を一つ例にとりまして、15年度公共下水の特別会計予算書を見ていただきたいと思えます。22ページでございます。

通常、予算説明書としまして、地方債の説明に関しましては、このような表をつくることになっております。これは、地方自治法施行令の144条の第1項の第4号に書いてありますが、前々年度までさかのぼって、その発行残高、当該年度における増減など地方債の運用状況を一覧表にした、ここの21ページの表の頭に書いてありますように、地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書ということの様式上うたってあるわけでございます。通常この時期に14年度を語るに、もう決算は終わってますので、本当はこの見込みという表現が適切じゃないわけでございます。たまたま今回合併は2月ということで、本業市としての15年度予算となりますと2月からということになりまして、もう決算で確定しているにもかかわらず、このような書き方をせざるを得ないと。これは様式上の言葉をそのまま使っているだけでございまして、ここの14年度末現在高見込み額を見ていただきますと、これは既に確定しております。

次に、先に行って申しわけないんですが、16年度の同じ公共下水の暫定予算を見ていただきたいと思えます。その15ページです。これと両方を開きながら見ていただきたいと思えますが、16年度になりますと通常の時期的なペースになりますので、3月議会で議論しまして次の年の予算ということになりまして、ここの表を見ていただきますと、14年度末は前々年度ということで確定した数字が入っております。これは先ほどと一緒の数字が入っておりまして、今回に関しましては既に確定しているにもかかわらず、見込み額で様式上表記せざるを得ないというところで、御理解いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議案第21号 平成16年度本業市一般会計暫定予算の議定については、各常任委員長に審議の報告をいただきました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

使用料の問題については、6月の本予算のときに譲りたいと思えますので、4点ほど基本的な部分だけお伺いいたしますので、的確に答弁いただければすぐ済みます。

一つ目は、57ページにカドミウム対策補助金というのがあります。これは委員会においても特定寄附を充てるものだというふうに、もちろん説明が出されました。けれども、歳入では特定寄附が計上されていません。100%、これは俗に言うトンネル予算ですので、歳出がある以上は歳入があるのが当たり前ですが、単なる計上漏れなのかどうなのかをお尋ねします。

二つ目は、けさ、全協で説明がありました用地の立ち会いの謝金ですけれども、これについて二

つお伺いしたいんですが、一つは、岐阜市とか県とか見ますと、支出しているけれども1日分の場合と半日の場合分けていますね。岐阜市の場合と、ほぼ今回の3,000というと同じような額になるわけですが、立ち会の半日の場合は岐阜市の場合は半額というふうにしています。要綱を見るとそういうふうには書いてないんですが、そういうふうにするのが普通ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、65ページに席田北部の公園について、伐根の費用ということで予算が計上されております。この席田北部の公園については、旧糸貫以外の方は御存じないと思うので簡単に申し上げますと、昨年秋、地域の五つだったと思いますけれども、区長連名で地域に地域公園をつくってほしいと。ゲートボールとかグラウンドゴルフとかできるような地域公園をつくってほしいということで要望書が出まして、それに基づいて議会でも協調しながら途中までは進んだんです。その後、知らぬ間に、基本的にはスポーツ広場みたいな形になりまして、公園部分というのは、ほんの少しというか、もともと全くなかったんで、それはおかしいということで申し上げて、公園部分が少しくられ、残りの部分がサッカー場とか、そうした多目的なスポーツ広場という形になってきたんですね。ここで私が物すごい心配しているのは、もともと高齢者等、あるいは地域の子供たちが自由に使えるような場所をつくってほしいということだったわけですが、例えば土・日にサッカーが朝から練習に来ると競合しますね。そのあたりの調整というのは、きちんとなされているのかどうかという、その辺の危惧があります。

その点についてどうなのかということと、政治姿勢の問題として、当初の目的と変わっていくときに一方的に変えていくというやり方について、今後も続けていかれるのかどうかということをお伺いします。

四つ目は、特に簡単な問題ですが、文教委員会で、体育施設費の中で砂場の抗菌砂を散布するというので予算が計上してありました。お伺いして、一般の学校等はいいのかなということでお伺いしましたら、だれでも入れるようなところについてはやっておくんだというふうに言われました。すると、建設課の関係の公園についても砂場というものがありますね。そういったところの予算は見られていませんけれども、整合性がとれていないんじゃないかというふうに思いますが、どのように調整されておられるのか、お伺いします。以上4点です。

議長（村瀬 治君）

それでは、1点目と3点目につきまして、総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、鵜飼議員の第1点目のカドミの関係でございますけれども、420万のカドミの対策補助金と歳出の方で見えておまして、歳入が給付で見えてないということでございますけれども、実はこの部分につきましては、一応歳出の方では6月までにどうしても支払いが必要という中で、歳入におきましては、6月までに入る見込みがないという中で、一般財源で対応させていただいて、6月以降に当然入ってきますから、そこで財源の組み替えをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（村瀬 治君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

測量等の立ち会いに対する報償金の問題でございますけれども、これにつきましては、主に私の部の仕事になると思います。

立ち会いに当たっては、前もって丈量図とか確定測量図、また地籍の座標等を参考にしながら、前もって現地にくいを打たさせていただいて、できる限り短時間で立ち会いが終われるような作業進めていきたいというふうに考えておりますが、一応今のところ1人1回3,000円とさせていただいておりますが、そういった事業を進めていく中で状況を見つつ、見直しもまた考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから北部公園でございますけれども、議員御指摘のように地域公園的なものは、全体の1万2,000平米のうち約3,000平米というような一応計画を持って進めておるわけでございますが、そのうちの多目的広場の調整につきましては、まだまだ関係者と打ち合わせしておるわけではございませんので、今後そういったことについては調整してまいりたいというふうに思っております。

それから最後の教育委員会の方で、小・中学校等で砂場の消毒の予算が計上されているということで、私の方の管理している公園の中にも砂場がございます。管理している中で6公園ほどは砂場がございませんけれども、あと11公園については砂場がございます。当然皆さんが使っていただきますので、砂場の消毒については、まず状況を調査しながら、この公園の砂場についても調査した上で、消毒をするかどうかについて検討してまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

一つ目のカドミの関係につきましては、予算編成の方針として、1年間を通じて明確なものについては組むという話じゃなかったですか。だから、この420万については入ってくることは100%間違いないんですね。だから、組んでおいてもおかしくはなかった予算ではないんだろうかというふうに思います。

二つ目でもう1点お伺い、これは担当部長ではありませんけれども、合併絡みでお伺いしたいんですが、合併協議会でこれが諮られなかったんですね。分科会でやられ、幹事会でこれを了承したというふうにけさの資料に書いてありましたね。でも、本来的にいえばこれは合併協議会できちんと協議されて結論づけられるべきものではなかったかと私は思うんです。だから、そのような認識をもっておられるのかどうなのかということと、その上に立って、ほかにこういうものはないんだろうかという心配が出てきたんです。この前の産業建設委員会ときは、下水道のつなぎこみのことで本来かけるべきものがかけてなかったからということで説明がありましたね。そういうような

ことがほかになれば結構ですけれどもあれば、すべて洗い出して、きちんとしてほしいというように思いますが、いかがでしょうか。

三つ目、もう1点だけ簡単に申し上げますけれども、そうした席田北部の地域公園について途中で勝手に変わってってしまうと、中身が。地元の関係者ともまだ調整はしていないと。非常に不思議な話なんです、そういうやり方がまかり通っていくと大変怖い話なんで、そのあたりについては市長の政治姿勢の問題にもかかわってくるんで、どのようなお考えなのかお伺いしたいと思います。以上です。

議長（村瀬 治君）

新谷参与、答弁。

参与（新谷哲也君）

鵜飼議員さんの1点目の合併調整の判断、考え方ということでお答えさせていただきますが、基本的に合併協議会に付す事項としましては、助成事業とか補助事業、これは上げるということで心がけていただきまして、ただやはり全部掌握し切れませんので、この間みたいな件で落としていた助成事業、補助事業に関しましては、少なくとも要綱をつくって出せば済むという手続上あるんですけど、新市では議員さん方のお断りしながら御了解を求めてつくっていくという姿勢で臨みたいと思ひまして、この間はそうさせていただきましたが、今回の報償金につきましては、助成、補助とは違う性格のものですが、対価に対する報酬という形でございますが、これもきょう全協の場でも総務部長の方から落としていたとはっきり言われたところですが、これにつきましても、厳密に言えば上げるべきだったというふうに思っておりますので、全協の場でお話しして御了解を求めながら進めていきたいということで、行うべきものと感じました。

それとこういうものがもうないかということに関しましては、私は願わくは、そうであるでしょうし、そうなってほしいと思ひますが、正直言ひまして合併協議会の事務局長としましては、全部把握し切れないうちで、もし今後そういうものがあつたとしたら、合併後発覚したものと同様に、そういうきちとした手順を踏んで、決めるべきことを決めていきたいと思ひしております。

議長（村瀬 治君）

市長、答弁。

市長（内藤正行君）

鵜飼議員の、北部公園に関します一方的に変わったということでございますが、もともと北部公園というのは、あの当時の町の長期計画に上がっていたということでありまして、また地域の区長さん方が要望に來られましたときには、念頭にあつたのは今三橋地区にあります菊公園。ここはゲートボール場4面とれまして、周辺に一部植栽とか遊具なんかがありまして、これも地域公園ということにしておるんですが、ああいったことが、要するにスポーツもできる場所ということで強く要望があつたわけでありまして。そういう要望の中には、ゲートボールとかグラウンドゴルフとか、そういったことがあつたと思ひますが、その後出てきたのが少年サッカーですね。こういったものもできるようにということでありまして、それにつきまして変わつてきたといへば若干変わつてき

たわけでございますが、こういった施設の整備につきましては十分地域の方々の意向、さらには議会へ十分説明しまして、予算化をし、執行していくという姿勢で進めるべきものと思っている次第でございます。

また、先ほどの合併協で協議すべきであったという点につきましては、今、新谷参与の方からもお答えいたしました。議員御指摘のように産業建設部の下水の宅内配管、あるいは管理組合の補助、こういったものも落ちていたわけでございます。この用地の立会い先にも落ちていたということになるわけでありまして、そうした点につきましては、産業建設委員会でもお断りしましたが、私も協議会長をしておりました立場上、不適切であったと、このように反省をしております。

これにつきましては、今後こうした場で協議していきながら進めていかなければならないと思えますし、今後絶対なしとは断言はできませんので、よろしく御指導願いたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、鶴飼君。

46番（鶴飼静雄君）

1点だけ最後に申し上げますが、公園について、もともと計画にあったことだからというような話とかいろいろ言われましたけれども、糸貫町議会の時代ですので、ほかの方は御存じないんで申しわけないけれども、あのときにも、中身が確定する、あるいは方向が変わっていくことについて、9月にも質問いたしました。そのとき、あなたの答弁は何だったか覚えておいでですか。それは、議会に諮らずにやったということで指摘をした。それに対してあなたは諮ったと思っていたと、勘違いしていたというふうに言われた。結局諮らずにやってきたんですね、方向転換してきたんです。しかも、もともとつくってほしいという要望を出された人たちとは、こういう方向で、だんだん変わってきたけれどもどうなのかという話し合いはなされてないということでしょう。そういうやり方はよくないということをおし上げ、そういったやり方が今後は是正されていくのかどうかということをおし、私に聞きたいんですね。今までの言いわけをしてもらったって、知らない人はそうかなと思うかもしれませんが、私はずっと経過を知っておりますので、下手な言いわけをされるとかえって不信感を持ちます。だから、今まで糸貫町時代のことを含めて、今後の政治姿勢を述べていただきたいと思うんですが、これを最後の質問とします。

議長（村瀬 治君）

はい、市長、答弁。

市長（内藤正行君）

先ほども申しましたように、議員の皆様と協議していきながら進めてさせていただくと、こういう姿勢で参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

三島君。

48番（三島智恵子君）

3点ほど簡単にお尋ねいたします

。先ほど環境常任委員長からもお話がありましたが、今年度合併をして、乳幼児の健診の場所が、この本巢市庁舎の隣と真正の2カ所になりました。ですから、遠い範囲を来なきゃならなくなっただんですが、会場への交通手段について、非常に困っているというお話を聞いていますので、今後どういふふう改善されるのかが第1点。

それから、今度は16年度の暫定予算ですからあまり申し上げませんが、6月に本予算を出していただくときには、ぜひ主要施策についての説明書もあわせて添付して予算を出していただきたいと思うんですが、収入についての積算根拠などもわかりませんので、いかがでしょうか。その2点についてお伺いします。

議長（村瀬 治君）

1点目、健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

1点目の御質問でございますが、総合カレンダーに載せてございますが、真正地域の保健センターと本巢地域の保健センターで健診を行うことで載せてございます。今後、根尾地区並びに糸貫地区でございますが、車がない方がお見えになることを少しよそから聞いてございます。現在、保健師がその状況を把握をするように指導しておりますので、それをもって今後考えていきたいという意向でございます。

議長（村瀬 治君）

もう一つの問題、総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、三島議員の質問にお答えさせていただきます。

本予算に当たっての説明資料でございますけれども、主要施策の説明資料の提示をとということでございます。当然提示をさせていただくことを約束しておきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

もう1点だけ健康福祉部長にお願いしておきますが、本巢市南部、いわゆる真正の保健センターでやってみえます健診ですね。対象が旧真正町の人ということになってるんですね。旧糸貫の方でも、あそこへ行った方が早い人があるんですが、行けないという状況になっています。本巢まで来なきゃいけないと。そういうところの地域の緩和も、ぜひ状況を見てやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

議長（村瀬 治君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

先ほどお話ししましたとおり、カレンダーが各家庭に配付してございます。真正保健センターについては真正地域、本巢保健センターについては糸貫、本巢地域、それから根尾地区ということでございますので、一応現在そのとおりいきたいと思っています。

議長（村瀬 治君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成者の討論よろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

本来的には、先ほど申し上げたように幾つか問題がありますし、特に北部公園については全く了承はしておりませんし、過去の政治姿勢から見て、先ほど答弁があったような形でやられるとはとても残念ながら思えないというのが率直なところですが、今回は暫定予算という状況の中で、総体的には次のこの予算で態度を明確にしたいということで、今回はあえて反対はしないということをお願いします。

議長（村瀬 治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成16年度本巢市、一般会計暫定予算の議定についてを採決をします。

議案第21号を原案のとおり可決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算の議定については、可決することに決定をいたしました。

日程第29 議案第22号及び日程第30 議案第23号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第29、議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の議定についてと、日程第30、議案第23号 平成16年度本巢市老人健康医療特別会計暫定予算の議定機について、一括議

題といたします。

議案第22号、議案第23号は環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に審査の経過、並びに結果の報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

先ほど報告をいたしましたような経過によりまして、議案第22号と議案23号との全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので報告をいたします。以上です。

議長（村瀬 治君）

議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の規定についてを議題とします。

環境福祉常任委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。賛成者、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の議定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の議定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第23号 平成16年度本巢市老人健康医療特別会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

環境福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成者もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成16年度本巢市老人医療特別会計暫定予算の議定についてを採決をします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第23号 平成16年度本巢市老人医療特別会計暫定予算の議定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

日程第31 議案第24号から日程第34 議案第27号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第31、議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定についてから、日程第34、議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算のついてまでを一括議題といたします。

議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号は産業建設委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に審査の経過、並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 瀬古孝夫君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝夫君）

議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定について。歳入な主なものは3,300戸の計量給水使用料 1,559万 5,000円。歳出は、神海、本巢南部の管路約 3.5キロメートルの根尾地区施設整備実施設計委託料 3,214万 7,000円、漏水修繕費 1,000万円であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第25号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計暫定予算の議定については、歳入では6地区 1,212戸、使用料は 1,165万円で、歳出は真正地区管路施設設計委託料 3,129万円であり、6地区の計画戸数 1,764戸に対し引き込み戸数 1,212戸で、利用率は68.7%なので、もっとPRすべきとの意見があり、今後積極的に引き込みに努めることで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第26号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計暫定予算の議定については、歳入の主なものは根尾中央浄化センター使用料 210戸分 1,700万円、一般会計繰出金 1億 8,513万 2,000円。歳出では、根尾中央浄化センターPOD施設整備工事請負費 1億 535万円であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第27号 平成16年度本巢市上水道事業会計暫定予算の議定については、歳入では、給水収益が真正、糸貫地区 6,430戸分 4,111万 6,000円。支出では、配水及び給水費の 1,276万 9,000円でありまして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（村瀬 治君）

議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定についてを議題といたします。
産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定についてを採決をします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定について委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第25号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成者もよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計暫定予算の議定についてを採決をします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第25号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計暫定予算の議定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第26号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

す。

産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成者もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計暫定予算の議定について採決をします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計暫定予算の議定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成者もありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定について採決をします。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本議案を原案のとおり可決することに賛成する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定については委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

議長（村瀬 治君）

追加日程第35、発議第15号 名鉄揖斐線・市内線の存続についてを議題といたします。

提出者より内容の説明を求めます。

44番 稲葉信春君。

44番（稲葉信春君）

皆様のお手元に資料が行っております。決議案を朗読することによって提案にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

名鉄揖斐線・市内線の存続に関する決議案。

1914年（大正3年）に忠節から北方間で営業開始した岐北軽便鉄道の流れをくむ名鉄揖斐線及びこれに接続する岐阜市内線は、その開業から現在まで産業の発展に寄与し、通勤・通学、並びに沿線住民の生活路線として重要な公共機関に位置づけられている。

90年にわたり地域に親しまれ、住民の熱意に支えられてきたが、道路網の整備と自動車交通の進展、また少子化により利用者が減少し、経営する名古屋鉄道株式会社が撤退を打ち出し、厳しい状況にある。しかし、安全で時間に正確な移動手段である役割は変わらず、今も住民の生活に大きな役割を果たしてきているばかりではなく、今後の超高齢社会の到来、世界的懸案である地球温暖化を考えた場合にも、その依存意義は大きいと考える。

よって、本議会は関係機関と一体となって、その存続を支持することをここに決議する。

平成16年3月29日、本巣市議会。

よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

それでは発議第15号 名鉄揖斐線・市内線の存続に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成者もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第15号 名鉄揖斐線・市内線の存続に関する決議についてを採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第15号 名鉄揖斐線・市内線の存続に関する決議については可決することに決定をいたしました。

閉会の宣告

議長（村瀬 治君）

以上をもって本定例会に提出されました案件についてはすべて終了いたしました。

これをもって平成16年第2回本巢市議会定例会を閉会いたします。

18日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。御苦労さんでございました。

午後3時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員